## 西宮市移動公衆便所貸出要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、行事に伴う移動公衆便所(以下「移動便所」という。)の貸出業務について 事項を定める。

(貸出対象)

- 第2条 移動便所の貸出を受けることのできる団体は、次に掲げる団体とする。
  - (1) 学校園
  - (2) 自治会
  - (3) その他営利を目的としない団体

(申込み)

- 第3条 移動便所の貸出を受けようとする団体は、使用期間初日の3月前から7日前までに移動 公衆便所使用申込書(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。
  - 2 前項の申込書には、移動便所の設置場所を明記した地図を添付しなければならない。
  - 3 前項の設置場所については、事前に土地の所有者に使用承諾を得なければならない。

(貸出料等)

- 第4条 移動便所貸出料については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年西 宮市条例第3号)第7条の規定により無償とする。
  - 2 貸出た移動便所のし尿汲み取り料は、西宮市廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則(西宮市規則第63号)第13条第2項第3号に規定する事由に該当するものとして免除する。

(貸出期間)

- 第5条 貸出期間は、移動便所の搬送日を含めて7日間を限度とする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、必要最小限の範囲で使用期間 を延長することができる。この場合において、再度申込書を提出しなければならない。

(弁償)

第6条 移動便所を使用する者は、故意又は重大な過失により、移動便所を破損し、又は滅失したときは、弁償しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は環境局長が定める。

付則

この要綱は、平成9年6月13日から実施する。

付訓

この要綱は、平成15年1月27日から実施する。

什田山

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。 付則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。